

## 様式1

事業報告書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団竹内クリニック  
 ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )  
 ②  社会医療法人     特定医療法人     出資額限度法人  
      その他  
 ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市南区出汐二丁目3番28号
- (3) 設立認可年月日 平成 12年 3月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成 12月 3月21日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	竹内クリニック	広島市南区出汐二丁目3番28号	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
		該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
		該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月22日 令和3年度決算の決定、役員の変更

令和 5年 7月28日 令和5年度の事業計画、予算及び借入限度額の決定

様式2

法人名 医療法人 社団 竹内クリニック  
 所在地 広島市南区出汐二丁目3番28号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額 66,504 千円  
 2. 負 債 額 7,652 千円  
 3. 純 資 産 額 58,852 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,367
B 固 定 資 産	41,137
C 資 産 合 計 (A+B)	66,504
D 負 債 合 計	7,652
E 純 資 産 (C-D)	58,852

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 社団 竹内クリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市南区出汐2丁目3番28号

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	25,367	I 流動負債	7,652
II 固定資産	41,137	負債合計	7,652
1 有形固定資産	1,832	純資産の部	
2 無形固定資産	149	科目	金額
3 その他の資産	39,155	I 出資金	16,000
		II 積立金	42,852
		純資産合計	58,852
資産合計	66,504	負債・純資産合計	66,504



様式 5

法人名 医療法人社団 竹内クリニック  
 所在地 広島市南区出汐二丁目3番28号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当医療法人は、該当する関係事業者との取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当医療法人は、該当する関係事業者との取引はありません。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 竹内クリニック  
理事長 竹内 仁志 殿

私は、医療法人社団 竹内クリニックの令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月27日  
医療法人社団 竹内クリニック  
監事 XXXXXXXXXX